

答弁書第四号

内閣参質一八三第四号

平成二十五年二月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平 田 健 二 殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者に関する質問に対する答
弁書

一について

藤田進氏は、御指摘の八百六十八名の中に含まれている。

二について

平成十五年に、埼玉県警察が、藤田進氏に係る家出人搜索願を同氏の親族から受理した際に、北朝鮮による拉致の可能性を否定できない旨の申出があったことを踏まえ、同氏を、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者として把握したものである。

三について

政府としては、藤田進氏に係る事案についての捜査・調査を推進するに当たり、御指摘の鑑定の結果も参考としている。

四について

御指摘の写真については、警察庁科学警察研究所において、藤田進氏の写真との異同を識別するための

鑑定を実施している。同氏に係る事案については、現在、埼玉県警察において所要の捜査を継続しているところであり、捜査機関の活動に支障が生じるおそれがあることから、当該鑑定の結果について明らかにすることは差し控えたい。

五について

四について述べた理由により、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

六について

拉致問題対策本部が平成二十四年度に、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案を含めた拉致問題に関する国際社会の理解を増進させるための活動を実施するに当たり必要となる事前調査を、御指摘の会合に出席する藤田隆司氏に対し委託したため、御指摘の費用支出等がなされたものである。

七について

政府としては、国際連合人権理事会強制的失踪作業部会から北朝鮮に対し、御指摘の書簡が送付されたことを承知している。

八及び九について

お尋ねに関しては、藤田進氏に係る事案についての今後の対応に支障を来すおそれがあることから、現時点でお答えすることは差し控えたい。政府としては、北朝鮮に対し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について引き続き情報提供等を求めていく考えである。

十について

藤田進氏に係る事案については、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として、関係機関が連携を図りながら、捜査・調査を推進しているが、これまでのところ、北朝鮮による拉致行為があったことを確認するには至っていない。

